

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定により、規制地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第2項の規定により規制基準を次の2のとおり定め、令和5年6月16日から実施する。

なお、関係図面は、見附市都市環境課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年6月16日

見附市長 稲田 亮

1. 規制地域

区域の区分	規制地域
第1種区域	別図のとおり
第2種区域	別図のとおり
第3種区域	別図のとおり

なお、別図の添付は省略し、見附市都市環境課に備え置いて、縦覧に供する。

備考

第1種区域、第2種区域、第3種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域のうち法第3条の規定により市長が指定する地域をいう。

- ア 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による第1種住居地域、近隣商業地域、商業地域及びこれらに相当する地域
- イ 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定による準工業地域及びこれらに相当する地域
- ウ 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定による工業地域並びに悪臭に対する順応のみられる地域

2. 規制基準

(1) 法第4条第2項第1号に規定する規制基準

次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる許容限度のとおりとする。

区域の区分	許容限度
第1種区域	臭気指数 10
第2種区域	臭気指数 12
第3種区域	臭気指数 13

(2) 法第4条第2項第2号に規定する規制基準

法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

(3) 法第4条第2項第3号に規定する規制基準

次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる許容限度のとおりとする。

区域の区分	許容限度
第1種区域	臭気指数 26
第2種区域	臭気指数 28
第3種区域	臭気指数 29